

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 平成29年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局健康医療部保険年金課】 2
- 平成29年6月北九州市議会定例会の招集【総務局総務部総務課】 3
- 北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定【会計室】 4

◇ 公 告

- 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】 5
- 企画競争方式に係る手続の開始【企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課】 6

◇ 交 通 局

- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】 9

◇ 監査委員

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間【行政委員会事務局監査第一課】 10

北九州市告示第282号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第14条第1項第1号、第14条の10第1項第1号及び第14条の15第1項第1号に規定する国民健康保険料の平成29年度における料率を決定したので、同条例第14条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- | | | |
|---|--------------------|-----------|
| 1 | 基礎賦課額の所得割料率 | 100分の8.20 |
| 2 | 後期高齢者支援金等賦課額の所得割料率 | 100分の2.90 |
| 3 | 介護納付金賦課額の所得割料率 | 100分の2.80 |

北九州市告示第 283 号

平成 29 年 6 月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 5 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 平成 29 年 6 月 7 日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市告示第 284 号

北九州市指定金融機関等事務取扱規則（昭和 39 年北九州市規則第 52 号）
第 3 条第 6 項の規定により、次のとおり告示する。

北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定（平成 28 年北九州市告示第 253 号）は、廃止する。

平成 29 年 5 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 総括出納取扱店

株式会社北九州銀行 本店営業部

2 出納取扱店

区 別	取 扱 店
門司区	株式会社北九州銀行 本店営業部
小倉北区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
小倉南区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
若松区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
八幡東区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
八幡西区	福岡ひびき信用金庫 黒崎支店
戸畑区	株式会社北九州銀行 本店営業部

3 収納取扱店

（別紙省略）

北九州市公告第 383 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 5 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4797	北九州市立石地公園	北九州市小倉南区 石田町 11 番	北九州市小倉南区 石田町 11 番の一部

2 供用開始の期日

平成 29 年 5 月 31 日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第384号

次のとおり応募者に資格条件を付与した企画競争方式に係る手続を開始する。

平成29年5月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 小倉城天守閣展示リニューアル設計等業務
- (2) 業務内容 小倉城天守閣の展示リニューアルに係る具体的な展示設計を行う。あわせて展示リニューアルに先立って公開するシアター用の映像制作を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月30日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録を受けていること。
- (4) 参加表明書提出時点において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は再生手続開始の決定がなされていないこと。
- (5) 参加表明書提出時点において、会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は更生手続開始の決定がなされていないこと。
- (6) 参加表明書の提出締切日から審査結果通知日までの間に、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 受託者に選定された場合、契約期間内に当該業務の完了が可能な体制にあり、技術提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。
- (8) 小倉城周辺魅力向上事業基本計画（平成28年2月策定）に基づき、信義に従い誠実に本業務を履行できる者
- (9) 日本国内において、平成19年4月以降に博物館（博物館相当施設

及び博物館類似施設を含む。)又は歴史・人文系文化施設等の展示を主たる機能とする建物の整備(リニューアルを含む。)に関する展示設計業務(当該展示面積500㎡以上)について、元請けとして業務を完了した実績を有する者

(10) 日本国内において、平成19年4月以降に(博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。)又は歴史・人文系文化施設等において、200インチ以上の画面で上映される映像作品若しくは2K以上の画質で上映される映像作品の企画・設計、制作のいずれかに携わった実績を有すること。

(11) 本業務に一級建築士を1人以上配置できること。

3 参加資格を審査するための基準

第2項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 同種業務実績の状況

(2) 配置予定者の経歴・資格や協力会社等の妥当性

(3) 業務方針、実施体制及び業務工程の妥当性

(4) 課題テーマに対する技術提案の妥当性

(5) 業務経費の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課

北九州市小倉北区域1番1号

電話 093-582-2076

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。なお、説明書は、北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成29年7月21日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

ウ 交付方法 無償にて交付。なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

- イ 提出期間 公告の日から平成29年6月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(4) 技術提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

- ア 提出場所 第1号に同じ。
- イ 提出期間 平成29年7月14日から同月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- ウ 単位 日本の標準時及び計量法によるもの

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。

北九州市交通局公告第15号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月31日

北九州市交通局長 吉田茂人

- 1 物品等の名称及び台数
一般貸切旅客自動車（大型） 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年5月17日
- 4 落札者の名称及び住所
九州日野自動車株式会社
北九州市小倉北区西港町93番1
- 5 落札金額
3,760万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成29年4月3日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間を次のとおり告示する。

平成29年5月31日

北九州市監査委員 江 本 均
 同 廣 瀬 隆 明
 同 香 月 耕 治
 同 福 島 司

氏 名	住 所	補助できる期間
小林 篤史	福岡県福岡市早良区西新二丁目11番13-402号	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで
小島 智也	福岡県北九州市八幡東区高見二丁目10番1-1107号	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで
藤井 晋	福岡県北九州市八幡西区山寺町2番11号	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで
崎西 明子	山口県下関市秋根西町一丁目8番12-1001号	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで
村上 篤	福岡県大野城市中央二丁目4番24号	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで
川名 大哉	東京都江東区住吉二丁目14番9-504号	平成29年7月1日から平成30年3月31日まで
馬田 裕佑	福岡県福岡市西区今宿東二丁目5番15号	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで
横田 大斗	福岡県福岡市博多区住吉三丁目8番30-612号	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで